



発行
東京都

目次

15

公 告

○包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表……………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成26年度から平成28年度までの包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、公表する。

平成31年3月13日

- | | | | |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 清 | 水 | やすこ |
| 東京都監査委員 | 神 | 林 | 茂 |
| 東京都監査委員 | 友 | 渕 | 宗 |
| 東京都監査委員 | 岩 | 田 | 治 |
| 東京都監査委員 | 松 | 本 | 喜美枝 |
| | | 正 | 一郎 |

平成26年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既 通 知 済	今 回 通 知		
水道局事業の経営管理について	水道局	43	42	1	0	0
水道局所管の出資団体の経営管理について	東京水道サービス株式会社、株式会社PUC、水道マッピングシステム株式会社	28	28	0	0	0
合 計		71	70	1	0	0

平成26年度包括外部監査 水道局事業の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-35(242)	今後の方向性について	<p>前回(平成16年度)の包括外部監査において経営改革に関する意見が提言されてから、8年以上が経過したにもかかわらず、いまだ今後の工業用水道事業の方向性が公表されていない。</p> <p>しかしながら、老朽化に伴う施設更新の時期や震災などのリスクを想定すれば、工業用水道事業の経営改革についての明確な方針の決定をこれ以上先延ばしにできない状況にあることから、大別すれば、これを継続するのか、あるいは廃止するのか、その岐路に立たされているといえる。</p> <p>仮に経営改革の方針が、工業用水道事業単体の継続となった場合には、水道局は、工業用水道事業の現状の課題に対する抜本的な対策を検討し、工業用水利用者に対する十分な説明と理解を得られるよう最大限の努力を行うべきこととなる。</p> <p>一方、経営改革の方針が、工業用水道事業を廃止し、工業用水道の代替として上水を供給することとなった場合には、諸条件を十分に検討した上で、必要な対策を講ずることとなる。</p> <p>いずれにせよ、施設の老朽化問題を踏まえれば、工業用水道事業に関する経営改革の明確な方針を関係各局と連携して、着実に決定し推進されたい。</p>	<p>工業用水道事業の抜本的な経営改革については、関係各局で構成する庁内での検討会に加え、専門家等の経験と知識を活用して検討を進めるため、平成26年度に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」(以下、「有識者委員会」という。)を設置し、検討を進めてきた。</p> <p>有識者委員会は5回にわたり開催し、工業用水道の需要見通しや施設の老朽化の分析、事業の存廃にかかる費用の比較、利用者の企業活動への影響など、幅広い観点から検討を行った。</p> <p>平成30年6月、有識者委員会報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべきとされた。</p> <p>また、事業廃止に当たっては、利用者の事業経営等への影響を最小限にとめられるよう、支援策を講じるべきであるとの提言がなされた。</p> <p>こうした提言も踏まえ、工業用水道事業については廃止に向けた動きを進めることとし、平成30年7月から、利用者への個別訪問を実施し、上水道への切替えに伴う料金への影響等を説明するとともに、支援策についての意見を伺った。</p> <p>これらの意見等も考慮し、平成30年9月、「工業用水道事業の廃止及び支援計画(案)」(以下、「支援計画(案)」)という。)を策定した。</p> <p>平成30年第三回都議会定例会において、「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」(以下、「廃止条例」という。)の提案にあわせて、支援計画(案)を報告し、廃止条例が可決されたことで、平成34年度末をもって工業用水道事業は廃止することとなった。</p> <p>今後は、支援計画(案)を踏まえ、利用者の事業経営等への影響を最小限にとめため、上水道への切替えに伴う利用者への支援をきめ細かく進めていく。</p>	改善済

平成27年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等件数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
教育庁の事業に関する事務の執行について	教育庁	48	47	1	0	0
生活文化局の事業に関する事務の執行について	生活文化局	61	54	2	5	0
合計		109	101	3	5	0

平成27年度包括外部監査 教育庁の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-32 (294)	雑誌の収集等 について	<p>多摩図書館の「東京マガジンバンク」は、調査研究における雑誌の提供という機能を展開するものとして平成21年5月に創設されている。</p> <p>雑誌の収集に年間40百万円以上の多額の都税が投入されていること、また一度選定された同種・多数の週刊誌・月刊誌などは長期的に保管され、その保管コストも相当程度発生することから、雑誌の収集・保管については、数年間という周期の一定頻度で、多摩図書館の利用者以外を含む様々な都民のニーズを客観的に幅広く調査・分析するとともに、既に収集・保管されている雑誌についても調査研究の利用実態を調査・分析し、これらの結果を踏まえ、雑誌の収集・保管の対象を見直す仕組みを構築し、その結果を都民一般に開示することとされたい。</p>	<p>1 都立多摩図書館移転に係る利用実態等の把握と分析 （1）「東京都立図書館利用実態・満足度調査」及び「雑誌の大量利用に関するアンケート」に係る、平成27年度及び平成29年度の調査結果の分析を行った。 （2）平成29年に実施したみなど区民まつり及び国分寺まつりにおける「都立図書館潜在利用意向調査」に基づき、都民のニーズの調査分析を行った。</p> <p>2 外部有識者による蔵書評価事業 「東京都立図書館利用実態・満足度調査」「雑誌の大量利用に関するアンケート」「都立図書館潜在利用意向調査」の分析結果を踏まえ、平成29・30年度に外部有識者による「東京マガジンバンク」資料の評価を行い、外部有識者から雑誌の収集・保存等に関する助言を得た。</p> <p>3 「東京マガジンバンク」の雑誌の収集・保存対象を見直す仕組み 調査結果の分析及び外部有識者による蔵書評価結果を踏まえ、平成30年12月末に「東京マガジンバンク」の雑誌の収集・保存対象を見直す仕組みとして「東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会」を都立図書館内に設置し見直しの手順及び方法を設定した。 平成31年1月に外部有識者による蔵書評価事業結果と共に「東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会設置要綱」等を東京都立図書館ホームページに公開する。</p>	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (394)	中長期計画とPDCAサイクルの必要性について	<p>生活文化局は、局全体としても、各部としても、適切な中長期計画を策定していない。</p> <p>生活文化局の行う事業は、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、中長期の目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善策を実施するPDCAサイクルの経営管理体制を適切に構築すること、またこのようなマネジメントについては、都税を負担する都民一般に対して、その財源負担の理解を得られるよう、適時に分かりやすく説明することとされたい。</p> <p>その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することとされたい。</p>	<p>平成28(2016)年12月に、東京都が策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が掲げる都民ファーストの視点、「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の3つのシティを踏まえ、生活文化局でも、3つのシティの実現に向けて、局事業を着実に推進するとともに、都民の方に事業内容を分かりやすくお知らせするため、平成30(2018)年3月に「生活文化局事業プラン」を策定し、局ホームページにおいて公表した。（計画期間：2018年度～2020年度）</p> <p>策定に当たっては、事業内容を理解しやすくするため、写真やグラフを使用するとともに、客観的な指標として、「外国人おもてなし語学ボランティアの育成」や「就学前の児童を持つ父親の家事・育児時間の増加」など具体的な数値目標（18目標）を掲げた。</p>	改善済
意見	2-42 (648)	美術品などの購入・所有に係る役割分担について	<p>歴史文化財団では、独自に積み立てた「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（特定資産）を財源として、本来は文化振興部が財源を負担すべき資産などを購入・所有している。しかしながら、指定管理者の選定は制度上公募であり、その地位が長期継続することを前提としていないことから、美術品に限らず、資産性のある（資本的）支出は文化振興部がその財源で取得し、指定管理者の支出は、その指定期間内で施設の維持修繕費など一定の費用に限定して負担すべきである。</p> <p>今後、このように歴史文化財団の財源負担で、指定管理者となっている文化施設に関する資産等を随時に購入する事態が生じた場合は、指定管理者である監理団体における内部留保の使途に誤解が生じないよう、全ての文化施設につき、指定管理者である監理団体の財源で購入・所有することが可能である資産範囲について、統一的かつ適切なルールを再構築し、これを確実に運用することとされたい。</p>	<p>1 資産購入等は都費によることが原則であるが、歴史文化財団が美術品などの都立文化施設関係資産を購入・所有する場合には、以下のようなルールにより行うことで、歴史文化財団と協議し、方針を策定した。 （1）館の魅力向上のために美術品等を購入する場合は、年間予算の編成過程においてあらかじめ予算や財源を明示することとし、指定管理者の一定の判断の下で計画的に購入するものとする。 （2）外部資金の活用を図る場合は、その資金の使途として收藏品等の購入に充当されることを明示する。 （3）指定管理者の財源負担によるものであっても、管理する都立文化施設に関するものとして美術品等の資産を指定管理者が購入した場合は、それを都に寄贈する方向で制度を整え、指定管理者が替わった際も引き続きその資産が活用できるものとする。</p> <p>2 平成31年4月以降の運用開始に向け、平成30年12月に、指定管理者との協議を行った。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	82	19	0

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (89)	防災対策事業の更なる推進について	<p>都は大規模な自然災害などを想定して様々な防災対策事業を実施している。</p> <p>建設局も防災インフラ整備の面で、その重要な役割を担っているが、土砂災害防止事業や木造住宅密集地域の不燃化対策(特定整備路線整備)事業などについては整備が遅れており、その進捗率は十分とは言い難い状況にある。</p> <p>しかしながら、大規模な自然災害は現状いつでも起こり得ることから、これに備えた防災インフラの整備率を事業の特性を踏まえつつ、できる限り早期に100%を目指すべく、建設局は、都民の安心・安全性の観点から、建設局が担うべき事業の中で何が重要かつ緊急な防災対策事業であるのかを、メリハリをつけて選択し、部単位ではなく、局全体で横断的に調整し決定すること、また、この結果決定した重要かつ緊急な防災対策事業については、過去の経験にとらわれない方策も講ずること、さらに、これらの事業・方策については、建設局全体としての中長期計画として策定し、今まで以上に防災対策事業を推進することとされた。</p>	<p>平成29年度は、防災の観点から重要かつ緊急な事業について、局全体で横断的に整理した。</p> <p>平成30年度は、実行プランで掲げるセーフシティ等の実現に向け、防災対策事業の更なる推進の観点から、局全体の計画を策定し、年度末に公表する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (104)	建設局と監理団体等の業務とその役割分担の見直しについて	<p>東京都監理団体活用方針では、都と監理団体と民間事業者との業務区分は、①都が直接実施する業務、②行政補充組織を活用して実施する業務、③民間を活用して実施する業務の3つに分かれる。この②は監理団体が実施すべき業務、③は民間事業者への外部委託が可能な業務として分類されるものである。</p> <p>この分類に基づくと、建設局と監理団体等の業務とその役割分担について、徹底されていない部分が存在する。具体的には、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備保全公社については、本来は「①都が実施する業務」に区分される用地取得業務や無電柱化事業などの業務の一部が監理団体に委託されていること。 ・動物園に関し、本来「①都が実施する業務」である事業計画において都立動物園マスタープランが策定されているものの、数値目標等を設定した具体的な計画が存在せず、また、効果的かつ効率的な運営を実施するために策定したとされる計画も具体性に乏しいことから、建設局がその役割を全うしていると言えないこと。 ・公園協会については、直営の2公園について監理団体又は民間にその業務を移管する余地があること。 ・同一の業務について、都が直接実施している場合と外部の民間業者に委託している場合が混在していること。 <p>建設局は、人命に直結する防災対策事業のうちインフラ整備の面で重要な役割を担っており、その事業の推進が求められるところであるが、建設局と監理団体の職員数が将来的に大きく増加するとは見込めないため、今まで以上に、優先して実施すべき局事業ないし個別業務を選択した上で、これに人的資源等を集中的に配分することが必要である。</p> <p>建設局は、有効性・効率性の観点から、局と監理団体の業務ないし役割分担を適切に整理し、これを明確に定められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月に「監理団体との役割分担検討会」を設置、各部において検討を開始した。 ・平成30年4月に「監理団体との役割分担検討会」において役割分担整理表を取りまとめた。 ・平成30年4月13日付総務局長通知「監理団体改革の実施方針に基づく取組について」により、所管局による監理団体改革として、今後総務局から別途発出される依頼に基づき、平成30年度末までに監理団体の役割の整理、あり方の見直し、団体活用の考え方等の取りまとめ（監理団体活用戦略（仮称）の策定）を行うこととされている。 ・また、役割分担を整理していくに当たっては、都から監理団体への特命随意契約について、社会情勢の変化を踏まえた民間活用の可能性や他自治体との比較検討を行うなど検証を進め、必要に応じて見直しを行っていくなど、9月までに点検を実施し、総務局に報告した。 ・これら全庁的な監理団体改革の進捗に歩調を合わせて、局と監理団体の役割分担について、平成31年4月頃に公表予定の監理団体活用戦略（仮称）の中で、適切に整理していく。 	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (111)	監理団体の組織の在り方の見直しについて	<p>都は、監理団体を活用して実施する業務を定期的に見直すとともに、これに伴って効率的経営等の観点から、監理団体が実施する事業又は監理団体そのものの組織の在り方を再検討する必要があり、その際には幅広い選択肢の中から最適な手法を検討し選択することが求められている。</p> <p>建設局では現在3監理団体を所管している。</p> <p>建設局の公園事業に関する監理団体には、動物園協会と公園協会の2つが存在するため、動物園・水族園が併設されている一部の公園施設の指定管理者は、動物園等の部分を動物園協会が、また公園部分を公園協会が選定され、それぞれの施設の管理運営を行っている。</p> <p>また、動物園及び公園は、同じ局が所管する都立公園内に設置されており、また条例等においても動物園は都立公園の一部とされているため、実質的にも法的にも、動物園等は公園施設の一部であるという総括的・全体的な観点から、複数の動物園及び公園を一体的に管理・運営することが効率的・効果的なサービス提供に資する。</p> <p>建設局は、監理団体を統合するメリット及びデメリットを考慮しつつ、有効性・効率性の観点から団体統合の手法も含めて検討したうえで監理団体の在り方の検討結果を都民に開示し、どの組織形態が都にとって最適であるかということの説明責任を果たされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都立動物園・水族園の地方独立行政法人化の検討と合わせて最適な監理団体の組織のあり方について検討していく。 ・平成30年4月13日付総務局長通知「監理団体改革の実施方針に基づく取組について」により、所管局による監理団体改革として、今後総務局から別途発出される依頼に基づき、平成30年度末までに監理団体の役割の整理、あり方の見直し、団体活用の考え方等の取りまとめ（監理団体活用戦略（仮称）の策定）を行うこととされているため、これら全庁的な監理団体改革の進捗とも歩調を合わせて、監理団体の組織のあり方について検討を進めていく。 	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (117)	動物園・水族園に係る地方独立行政法人化について	<p>平成25年10月、地方独立行政法人法施行令の改正により「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」は、地方独立行政法人による設置及び管理が可能となった。</p> <p>建設局は、その内部者で構成される動物園ワーキンググループで都立動物園の地方独立行政法人化について検討しているが、地方独立法人化にしないとする結論の理由が、地方独立行政法人に対する都の施策の反映が困難であることや法人設立・運営に費用が必要であること、運営資金が都の運営費交付金等に左右されることなど合理的な理由とは言えないこと、また、この検討結果とその理由を公表していないことから、都民に対する説明責任を十分に果たしているとは言いがたい。したがって、建設局は、都立動物園・水族園の地方独立行政法人化について、外部専門家の意見も踏まえて検討し、その検討結果を都民に開示し、どの組織形態が都にとって最適であるかということの説明責任を果たされたい。</p>	<p>都立動物園・水族園の今後の運営について、どの運営形態が都にとって最適であるかということを検討している。</p> <p>具体的には、地方独立行政法人制度について調査を行い、平成29年12月には、地方独立行政法人化の検討を進める他自治体の事例調査及びヒアリングを実施した。その中で地方独立行政法人の設置を目指す背景や経営形態を検討するに当たっての順守要件等を確認し、さらに財政状況や事業の方向性の違いなどについて都との比較検討も行った。</p> <p>また、平成30年1月に、都立動物園の現指定管理者とのヒアリングにより現体制(指定管理者制度)における運用上の課題を抽出するとともに、地方独立行政法人化を行う際のメリットや想定される課題を確認した。</p> <p>平成30年度以降、これまでの調査結果を整理し、現体制(指定管理者制度)の運用状況や課題、その改善方法、さらに指定管理者制度と地方独立行政法人制度の比較(長所・短所・課題)について、次期選定に向けた方針の決定時まで検討を続けていく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (122)	公園緑地事務所の組織・業務の見直しについて	<p>建設局では、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所を設置しており、これらに公園緑地部も含めて、公園緑地整備などの事業に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、現行の2公園緑地事務所体制は、指定管理者側から見ると、1つの指定管理者(公園協会)に対して2つの指導監督システムが存在するという組織デザインになっているため、組織の管理運営上、効率性を阻害している可能性がある。また、管理費等の間接費を考慮すれば、2つの公園緑地事務所の統廃合等を行うことで、組織運営上効率的かつ効果的になる可能性がある。さらに、公園緑地事務所は公園に関する用地取得業務のみを行っているが、用地に関する業務区分を見直し、公園に関する用地取得と道路・河川の用地取得を同一部署で実施できれば、用地取得の業務全体が効率的になる可能性がある。</p> <p>建設局は、直営2公園への指定管理者制度導入など、現行の業務や役割分担を見直すことが必要である。その見直しの過程に当たっては、指定管理者などに対する建設局の直接的な指導監督権限を効率的に実施するための組織体制についても同時に見直す必要があることから、建設局は、有効性・効率性の観点から、公園緑地事務所の組織・業務の見直しを図られたい。</p>	<p>平成29年度から平成30年度にかけては、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革【公園・霊園】」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を行ってきた。</p> <p>この中で、組織・業務のあり方や指定管理制度について検証を行うとともに、公園事業の流れや役割分担等についても検証を行った。</p> <p>現在、局においても、組織・業務の見直しに当たって必要となる、監理団体との役割分担の見直し等について検討中であり、平成30年度は、これらの結果を踏まえた検討を進めた。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (123)	直営2公園への指定管理者制度導入について	<p>建設局が所管する81の都立公園のうち、上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園の2公園のみ局が直営で管理・運営している。</p> <p>直営の2公園について、局は「行政自らも現場経験を積み、職員の育成をし、公園管理のノウハウや技術の伝承をしていく必要がある」と主張するが、そのノウハウや技術は、民間の事業者ではなく、都の監視団体である公園協会に蓄積されているため、局職員が公園協会に意向して、そのノウハウ等を得ることが可能である。むしろ、公園の整備・管理に関する業務を、①建設局が担うもの、②監視団体が担うもの、③それ以外の者(民間事業者)が担うものに整理・区分した上で、その区分に応じた役割分担を検討すべきであって、直営2公園以外の公園は指定管理者に業務を代行させていることから、直営2公園も指定管理者に業務を代行させ、現在の直営2公園の管理運営に従事している人員を他の業務に配分するなど組織・業務分担の見直しを図りたい。</p>	<p>平成29年度から平成30年度にかけて、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革【公園・園地】」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を行ってきた。</p> <p>これの中で、組織・業務のあり方や指定管理制度について検証を行うとともに、公園事業の流れや役割分担等についても検証を行った。</p> <p>現在、局においても、組織・業務の見直しに当たって必要となる、監視団体との役割分担の見直し等について検討中であり、平成30年度は、これらの結果を踏まえた検討を進めた。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (131)	道路巡回点検業務委託の整理について	<p>建設局は路面の維持管理業務の一つとして道路巡回点検業務を実施しているが、局職員が直轄で業務を実施している工区と民間事業者に委託している工区とが混在している。</p> <p>そこで、直轄の場合と委託の場合とのコスト差額をサンプル抽出により比較したところ、局の回答は直轄の場合の方が約5百万円も経済的というものであったが、監査人は間接コストについては直轄の場合も委託の場合と同様に発生すると仮定し、改めて推計計算を行ったところ、委託の場合のコストの方が約3百万円も経済的であるという結果になった。</p> <p>これらの異なる推計結果は、直轄あるいは委託のどちらにする方が経済性・有効性の観点から有利なのかを判断することができないことを示しているが、当該業務のように同一業務であるにもかかわらず、直轄と委託が混在している状況は好ましくないことから、直轄の場合と委託の場合を比較して、より経済的・効率的・有効的な方に統一すべきと考える。</p> <p>したがって、建設局は、道路巡回点検業務についても、効率性・経済性・有効性など様々な観点から、同一業務に直轄する場合と委託する場合を明確に整理されたい。</p>	<p>平成29年度から平成30年度にかけて、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革(道路管理事業)」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を実施した。</p> <p>これまで、道路巡回点検業務は常勤の直営班で実施してきたが、東京都全体の方針として技能職員については退職不補充であることから、平成19年度より常勤職員の退職時に合わせ民間委託を順次導入してきた。平成30年度時点では、常勤の直営班15班と委託班15班で実施している。</p> <p>中長期的に常勤の直営班が維持できなくなることを踏まえ、以下のとおり、民間委託、常勤、非常勤それぞれのメリット・デメリットを比較し、現行どおり道路を常時良好な状態に維持し、安全確保ができる効率的な実施体制のあり方を検討した。</p> <p>【メリット・デメリット比較】</p> <p>1 民間委託とした場合 メリットとして、契約によることから大手企業や地元業者等が請け負った場合は、技術力や点検路線の知識を持っている点や体制が確保される点がある。 デメリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができない点、受託者が変わる過年度の情報がリセットされ点検員のノウハウが継承されない点、コストが高い(約6.7億円)点がある。</p> <p>2 常勤班とした場合 メリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができる点や技術が蓄積され、効率的・効果的な巡回点検が可能で、委託に比べコストが安い点(約5.7億円)があげられる。 デメリットは作業面等では特になが、都の方針として道路巡回にかかる技能職員の採用は行ってないため、今後の体制確保ができない。</p> <p>3 全て非常勤を活用した場合 メリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができる点や技術が蓄積され、効率的・効果的な巡回点検が可能で、コストが最も安い(約2.2億円)点がある。 デメリットとしては、非常勤職員は1年更新のため、毎年更新が必要となる点や局独自採用となり、山岳エリア、特に奥多摩地域などでは、通勤できる職員の確実な確保が難しい点がある。</p> <p>【検討の結果】 現行の巡回班を全て民間委託にするとコストが高くなり、また緊急時の対応が柔軟に行えず、効率的な執行体制の実現が困難となる。</p> <p>一方、非常勤のみとする場合では、確実な実施体制の確保に課題があり、どちらか一方の実施体制ではデメリットが大きく、効率的な執行体制とならない上に、道路管理の目的である道路を常時良好な状態に維持し安全を確保することが困難である。</p> <p>【今後の方向性】 技能職員が退職不補充となる中、常勤の直営班と同様な緊急時の対応ができ、コスト面で有効な非常勤の活用を図ることとし、執行体制の確実な確保を図るため、民間委託も合わせて活用し、双方のメリットを生かした効率的な執行体制としていく。</p> <p>【非常勤の導入時期】 常勤職員の退職時期等の組織人員体制を考慮した上で、順次、関連部署と調整を実施していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (136)	路面清掃業務の発注方法の見直しについて	<p>路面清掃業務については、毎年度、競争入札により、単年度契約で民間事業者に委託しているが、国土交通省や他の地方公共団体では、道路清掃業務を複数年度で委託している事例もある。建設局の見解は、現行の都の契約制度等を踏まえ、適切な発注・契約方法について検討を行った上で手続を実施しているとのことであるが、国・他の地方公共団体に事例がある以上、局においても、公平性・競争性・経済性・効率性の観点から積極的な検討が必要と認められる。</p> <p>したがって、建設局は、複数年度契約を利用して他の団体事例の情報を収集した上で単年度契約と複数年度契約とを比較検討などし、発注者及び受注者の双方にとってより有益な方法で路面清掃業務を発注することとされたい。</p>	<p>複数年度契約の手法として、長期継続契約又は債務負担行為の活用が考えられるが、毎年度の業務内容・業務量が異なるものや契約変更の発生が予算要求時においてあらかじめ見込まれるものは長期継続契約の対象外となっていることから、当該業務に馴染まない。</p> <p>そこで、債務負担行為による複数年度契約について、他団体（大都市等）の情報収集をしたが、複数年度契約の実績はなく、唯一、採用している他団体においては、入札不調対策として実施している状況である。</p> <p>また、実務の監督部署である各建設事務所と複数年度契約について意見交換会を行ったところ、「不良業者が受注すると長期に渡り業務に支障をきたすおそれがある」、「受注機会が低減する」、「複数年度契約でも変更が生じるため、契約事務の作業は低減されない」などの意見があった。</p> <p>さらに、債務負担行為により複数年度契約した場合、発注者側においては、労務単価増減による設計変更や、新規道路整備完了による管理路線の追加に伴う別途委託の発注が想定され、事務作業がより煩雑となる。そのため、複数年度契約は事務の効率化に有効な手段とは言えない。</p> <p>一方で、清掃業務の品質確保を図るための契約方式として、技術点と価格点の割合が2：1であり、価格だけでは落札者が決まらない総合評価方式を採用しており、現在、区部の約半数の委託で実施している。そのため、受注業者の決定は、ロードスイーパーを運転する作業員の運転記録（過去3年間の違反の有無を確認）等の安全管理や、東京都との間で災害協定の締結がある等の社会貢献の評価項目がある技術点に依るところが大きく、価格点の影響は限定的である。また、路面清掃業務の単価はほぼ人件費（普通作業員、運転手等の労務単価に依る）であるため、複数年度契約によるコスト削減の効果は少ない。</p> <p>以上の検討を行ったが、公平性・競争性・経済性・効率性の観点から検討した結果、発注者及び受注者双方にとって有益な方法である単年度契約で実施する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-8 (139)	使用料等の債権回収業務の委託化について	<p>建設局では、道路占用料や河川占用料に係る滞納債権の処理において、局職員が多くの時間を割いているが、外部委託等の検討を行っていない。</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、一定の要件を充足すれば、占用料等の債権についても債権回収会社に対して「集金代行業務」のほか、「納付勧奨業務」を委託することは法的に可能である。</p> <p>実際、他県においても、水道料金未収金の回収業務や県営住宅退去者滞納家賃の納付勧奨業務などを債権回収会社に委託している事例が複数存在する。委託の範囲によっては、より効率的・効果的な債権回収が可能となるため、局が実施すべき他の業務により多くの職員を集中させられる可能性がある。また、場合によっては、他局が所管する使用料等とまとめてその回収を外部委託することで、より業務を効率化する可能性もある。</p> <p>一方で、未納金額が少額の場合は、外部委託する方が費用対効果の観点から好ましくない可能性がある。</p> <p>いずれの結果であったとしても、建設局は、効率性の観点から、債権回収の外部委託の可能性を部単位ではなく、局単位等について十分に検討を重ねるとともに、その検討した結果を広く都民に公表されたい。</p>	<p>現状の債権回収業務を踏まえ検討を行った結果、道路占用料及び河川占用料の非特定金銭債権について、債権回収に関わる一部業務を平成30年度から外部弁護士へ委託した。また、本検討結果について平成30年12月に建設局ホームページにて公表を行った。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-1 (144)	建設局における中長期計画の策定とその活用の必要性について	<p>建設局は、主に3事業（道路、河川、公園）と3つの監理団体（道路整備保全公社、動物園協会、公園協会）を所管している。また、防災対策事業のように最優先して取り組むべき事業が複数の事業に跨るものなど、複数の事業関係者が存在する状況となっているが、局の全体に係る独自の中期計画は存在しないため、局全体をマネジメントする観点からは、適切なPDCAサイクルが構築されているとは言えない。</p> <p>建設局は、都全体の将来的な目標を建設局のレベルに落とし込みつつ、建設局事業全体の最適化を図るべく、重要性・緊急性に応じた目標・事業・施策として局内で調整し、整備事業だけでなく管理事業を含む事業全体をマネジメントする観点から適切な中長期的な計画を策定した上で、定期的に計画と実績を対比するなどして評価し、対応策を講じるという適切なPDCAサイクルを遂行するための体制を構築されたい。</p> <p>また、建設局のPDCAサイクルは、単に建設局内部の経営管理のためだけではなく、都民への説明責任のためにも適時・適切に活用されたい。</p>	<p>平成29年度は、道路、河川、公園等の整備、管理に関する事業について、事業全体をマネジメントする観点から局全体で横断的に整理した。</p> <p>平成30年度は、実行プランで掲げる3つのシティの実現に向けた局全体の計画を策定し、年度末に公表する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-2 (146)	監理団体における中長期計画の策定とその活用の必要性について	<p>建設局所管の監理団体には、中長期計画を策定している団体（道路整備保全公社及び動物園協会）と、策定していない団体（公園協会）が存在する。これらの監理団体は、指定管理者制度に基づく施設の管理運営を実施しているほか、独自事業（公益目的事業・収益事業）も実施しているが、いずれも設立経緯が異なることからそれぞれ異なった経営理念等を有している。このため、監理団体全体としての画一的な目標を設定することができない。</p> <p>このような状況にあつては、各監理団体において、指定管理者制度に基づく施設の管理運営と独自事業（公益目的事業・収益事業）とを合わせた全事業を対象に、それぞれの経営理念等を実現するための中長期的な観点をもって、明確に目標を数値化し、財務情報を含む事業計画を策定した上で、計画と実績の対比等による評価、対応策の実施といった、適切なPDCAサイクル遂行のための体制を構築されたい。</p> <p>また、各監理団体のPDCAサイクルは、単に各団体内部の経営管理のためだけではなく、都民への説明責任のためにも適時・適切に活用されたい。</p>	<p>平成29年度、監理団体改革において、経営状況や主要事業の実施状況についての自己点検を行い、点検結果を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間における経営戦略として各団体における「経営改革プラン」を策定した。また、「経営改革プラン」は平成30年6月に各団体ホームページで公表した。</p> <p>「経営改革プラン」は、進捗状況や局の方向性等に応じ、毎年度、次年度以降の取組等の見直しを行っていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-3 (148)	個別事業評価制度の構築について	<p>建設局では、個別事業について、事業を継続すべきか、中止すべきかという観点から、学識経験者等により構成される事業評価委員会が慎重に審議を行っているものの、平成27年度に事業評価委員会が審議がなされた公共事業は、4事業であった。</p> <p>建設局は、情報の公開について一定の取組を実施していることは評価できるものの、建設局の事業は道路事業以外にも数多く存在することから個別事業の効果に関する情報公開はまだまだ十分になされていない。</p> <p>本来、近隣住民に身近な個別の事業こそ都民の関心が高い事業であることから、建設局は、公共性・公平性の観点から、これまで以上に個別事業について、新たなPDCAサイクルを構築し、その情報を適時かつ適切に都民に開示されたい。</p>	<p>【公園事業】 都立公園の個別事業について、目標への達成状況を評価し、事業展開の再検討等への反映を行うことで、PDCAサイクルを構築していく。 平成29年度はパークマネジメントマスタープランで定めた目標値を使用し、評価の指標、評価方法を策定した。平成30年度は、その指標、評価方法を用いて公園別に評価を実施している。平成31年度に評価を確定し、その後、管理・運営に生かすとともに、都民にわかりやすい形で公表していく。</p> <p>【河川事業】 河川施設の事業効果について、台風等が発生した場合、過去の水害時における気象条件や被害状況との比較による評価方法を採用した。その評価方法に基づき、平成29年台風21号における河川施設のストック効果について、写真やグラフを用いたパンフレットを作成した。また、平成30年7月に実施した河川愛護月間における川のパネル展において、日本語版、英語版のパネルを作成し展示を行った。 さらに、河川事業の事業効果を広く効果的に一般の方に周知するため、局ホームページに掲載した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-4 (151)	道路施設・河川施設に係る長寿命化計画の網羅的な策定について	<p>平成25年11月に国土交通省が公表した「インフラ長寿命化基本計画」によると、個別のインフラ管理者である建設局は、個別施設ごとの長寿命化計画を策定する必要がある。</p> <p>なお、平成27年度末において、道路施設である橋梁及びトンネルについては、個別の施設ごとの長寿命化計画が策定されているものの、門型標識等に係る個別施設計画は未策定の状況である。また、河川施設である水門、排水機場や河川構造物のうち地下調節池、分水路については、個別の施設毎の長寿命化計画が策定されているものの、護岸や堤防、海岸保全施設、砂防関係施設等に係る個別施設計画は未策定の状況である。</p> <p>この点、インフラ長寿命化基本計画では、個別のインフラ管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を「できる限り早期に策定」するよう求めており、具体的な策定期限は定めていない。</p> <p>しかしながら、特にインフラの場合は、施設規模の大きさと比例して、予算規模が大きくなる傾向にあることから、局は、中長期的なトータルコスト削減の観点から、現在未策定の施設についても、個別施設計画を早急に策定し、今後の対策を早期に立案されたい。</p>	<p>橋梁、トンネル、調節池、分水路以外のインフラについても、機能・規模等から優先順位をつけ、導入可能な施設については予防保全型管理へ移行していく。 新たに導入する施設については、現状の調査及び状況を把握し、必要な対策を検討の上、計画を策定する。 計画策定した施設については、順次、予防保全型管理を開始する。</p> <p>【道路施設】 これまで実施してきた点検結果などを基に整理、分析を行い、導入すべき施設として擁壁・掘削道路などを選定し、平成31年度に計画を策定する。</p> <p>【河川施設】 これまで実施してきた点検結果などを基に整理、分析を行い、導入すべき施設として擁壁・掘削道路などを選定し、平成31年度に計画を策定する。</p> <p>【河川施設】 ・河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画【土木構造物編】：平成28年3月策定 ・河川構造物（地下調節池）の予防保全計画【設備編】：平成30年3月策定 ・海岸保全施設予防保全計画：平成30年7月策定 ・砂防施設予防保全計画：平成30年7月策定 ・急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設予防保全計画：平成30年度末計画策定 ・東京都河川維持管理基本方針：平成30年度末計画策定 ・河川構造物（堤防・護岸）の予防保全計画（仮称）：計画策定に向け、都管理の低地河川で調査・検討を実施</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (153)	都立公園施設長寿命化計画とPDCAサイクルの構築について	<p>建設局では「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成24年4月）に基づき、都市公園別の公園施設長寿命化計画調書を作成している。公園施設長寿命化計画調書では、健全度調査による健全度判定（4段階）、及び考慮すべき事項を反映して、緊急度判定（3段階）を設定し、計画を策定しており、長寿命化に向けた対応策を作成している。</p> <p>しかしながら、現状では公園管理者による日常点検、有資格者による定期点検を実施し、不具合が発見された場合はその都度対応することとしており、計画調書に基づいた長寿命化に向けた具体的な維持保全・補修等が実行されていない。</p> <p>計画調書は事業遂行に必要があつて作成されたものであることから、建設局は定期的に時点修正するなど、都市公園のストックマネジメントを的確に行うためのツールとして計画調書を活用されたい。そして、計画調書の活用により、公園施設に対する予防保全管理の考え方を拡大させるとともに、公園施設長寿命化計画の実効性を担保できるPDCAサイクルを構築されたい。</p>	<p>計画内容と実態が乖離しないように、改修実績等を計画調書へ反映し、定期的に計画調書の時点修正を図るとともに、計画期間の中間で、これまでの計画の課題抽出と予防保全管理の対象とする施設の再検討や計画対象施設の優先順位などを再整理して見直しを図ることで、計画調書を実効性のあるものとする。</p> <p>平成30年度は、「都立公園施設長寿命化計画」の改定に向け、予防保全型管理の対象とする施設の絞り込みを行う。今後は、対象施設の現況調査を実施した上で「都立公園施設長寿命化計画」の改定を行い、それを施設改修や維持管理に適切に活用していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-6 (157)	道路整備に係る中長期計画の策定とPDCAサイクルの必要性について	<p>近年の道路投資額は3,000億円ほどで推移しており、道路整備事業に多額の都税が投入され、多くの道路整備事業を実施している。</p> <p>しかしながら、建設局が実施している道路整備については、個別の事業単位で中長期計画を策定している事業も存在するものの、現状では道路事業全体の観点から中長期計画を策定していない。</p> <p>したがって、建設局は、個々の事業計画を全体として重要性・緊急性に応じて最適化すべく、道路整備事業全体に係る中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善や修正を行う新たなPDCAサイクルを構築するとともに、その情報を、明瞭性・透明性の観点から、都税を負担する都民に対し十分に開示されたい。</p>	<p>平成29年度は、「実行プランの政策の強化版」の策定や、局全体の中長期計画の策定に向けた検討状況を踏まえて、道路整備に係る中長期計画の策定に向けて検討を行った。</p> <p>平成30年度は、実行プランや局全体の計画との整合を図りながら、道路整備の中長期計画を策定し、年度末に公表する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (160)	自転車走行空間整備に係る事業の効果検証について	<p>建設局は、平成24年10月に自らが策定した「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、地域の道路事情に応じた整備手法により、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めているが、平成20年3月に整備を行った旧玉川水道道路以後、当該事業の成果について検証していない。この点、建設局から「自転車走行空間の整備は、平成28年12月に成立した自転車活用推進法等において、自転車の利活用に必要な事業とされている。また、安全性については、自転車走行空間の整備やルール・マナーの周知などの様々な取組が行われており、その効果もあってか、事故は年々減少傾向にあるが、施策ごとの取組の効果を分離して検証するのは難しい。さらに、事故は、利用者の状態や事故の種類ごとにその背景が異なるので、特定の路線における自転車事故の減少(又は増加)の原因が、果たして走行空間の整備によるものか、自転車利用におけるルール・マナーの周知の効果によるものか、判断することが難しい。」との説明を受けた。</p> <p>しかしながら、当該事業は多額の都税を投入して自転車走行空間を整備する事業であることを鑑みると、少なくとも道路管理者である建設局は、旧玉川水道道路で実施したような整備効果の検証など、実施可能な効果検証の方法を検討し、事業効果を検証した上で、広く一般に情報を公開する必要がある。</p> <p>したがって、建設局は、当該事業の実施目的を再確認した上で、有効性・効率性の観点から、広く事業効果の検証と活用を行う仕組みを構築されたい。</p>	<p>自転車走行空間の整備前後における、自転車の通行位置及び進行方向の遵守率や周辺住民へのアンケート等の調査により、事業の効果を検証した。</p> <p>平成30年度末に検証結果を取りまとめ、平成31年度当初には、当局的HPにおいて、実施結果の概要を公表予定である。</p> <p>また、効果検証後は、自転車走行空間の整備手法選定に役立てるほか、さらなる対策が必要な場合には、関係部署と連携し検討を実施していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-8 (162)	道路管理に係る中長期計画の策定とPDCAサイクルの必要性について	<p>道路管理のうち路面補修については、建設局全体として、管内図などの視覚情報と、3年に1度の調査により得られる路面性状調査等によるデータベース等の調査結果と合せて総合的に判断することで効率的な路面補修を実施しており、一定の評価ができる。</p> <p>しかしながら、例えば、防災対策事業など最優先すべき事業に傾斜した予算配分を実施する必要性が生じた際に、中長期的な建設局全体の戦略との調整がないと、同一路線であっても補修頻度が異なるなど、都全体の見地から予防保全型公共サービスの提供を表現できない可能性がある。</p> <p>これまでの管理手法や予算編成などにより局全体の調整を行うことは有効ではあるが、中長期的な意思決定や事業戦略の立案に当たっては、中長期の方針と目標を明確にする必要がある。</p> <p>したがって、建設局は、これまでの管理手法に加え、様々な視点を取り入れながら、道路管理に係る新たな中長期計画を策定しPDCAサイクルを講じるよう取り組むとともに、新たな取組方針やその結果を示すなどとして、都民に対する説明責任を果たされたい。</p>	<p>路面補修事業における中長期計画策定に必要な予定箇所を選定については、以下の理由により、予定箇所の優先度が頻繁に変わることが多く、実行性の高い計画を構築することは困難な状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象条件、周辺開発、道路整備による交通量及び車両種別等の変動に伴い、舗装の劣化の進行が変わること ・道路利用者や沿道住民等の陳情・要望に対応する必要があること ・道路には多くのインフラが埋設されており、各管理者が維持・補修等の工事を実施しているが、道路の掘り返しを防ぐため、それらの工事と路面補修工事の実施時期等の調整を行う必要があること <p>これまででは、路面性状調査によって得られる客観的情報と技術職員の経験や知見等により総合的に判断することにより補修事業を実施してきたが、平成30年度に策定する点検要領の中に新たな視点として、交通量等の道路の特性に応じた点検頻度や点検手法を定めるとともに、点検により得られた健全性の診断結果等を踏まえた路面補修までの流れを実施方針として取りまとめる。</p> <p>また、点検した結果については、補修の要・不要も含めて公表する予定であり、こうした取組によって、都民への説明責任も適切に果たしていく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-9 (168)	河川整備計画の網羅的な策定について	<p>平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は河川整備計画を策定することが定められたが、この法改正から既に18年以上経過した平成27年度末時点で、いまだに河川整備計画が策定されていない河川が14存在する。</p> <p>そもそも、河川事業は長期にわたるものが多く、費用も膨大になることから、各事業を河川ごとに細分化した河川計画を策定することが、PDCAサイクルにおけるスタートとなる。</p> <p>したがって、建設局は、地域と連携して河川整備をより一層推進すべく、公平性・有効性の観点から、河川整備計画を網羅的かつ計画的に策定し、公表されたい。</p>	<p>平成29年度に谷沢川及び丸子川流域、呑川流域の4河川、30年度に日黒川流域の4河川について河川整備計画の策定及び公表を行った。残り6河川については、関係機関や周辺のまちづくり等との調整を進め、計画的に策定及び公表を行う。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-10 (172)	中小河川整備の推進について	<p>建設局は、昭和61年度に策定された「第二次東京都長期計画」において、中小河川の改修について、1時間当たり50mmの降水量に対応できるよう、護岸の整備、調整池・分水路の設置等を整備することとしている。</p> <p>しかしながら、この計画では要護岸整備延長を324kmと定め、平成7年度までに治水安全度達成率を80%とする目標を立てているにもかかわらず、平成27年度末時点でこの目標がいまだ達成されていない。</p> <p>しかも、建設局は、近年の集中豪雨の発生を鑑み、今後、区部では1時間当たり75mm、多摩部では1時間当たり65mmの降水量にも対応し得よう中小河川の整備を進めることとし、また、対策強化流域（9流域）を指定するとともに、豪雨対策の確実な達成に向けて、当面達成すべき取組として平成36年までの取組を示しているが、この取組には目標整備水準達成の期限を定めていないため、優先度の高い箇所から順次対応するにしても、具体的にどこから対応するのか不明確な状況となっている。</p> <p>過去の事例を見ると、既に区部では1時間当たり75mm、多摩部では1時間当たり65mmを超えた降水量を観測していることから、建設局は、都民の安全性等の観点から、昭和61年度に設定した中小河川改修の目標を早急に概成するとともに、新たな取組についても、優先箇所の具体的な期限を含む整備計画を策定し実行されたい。</p>	<p>1時間当たり50mmの降水量対応について、平成29年度末において治水安全度達成率が80%に達している。引き続き着実な整備に努める。</p> <p>新たな取組である、区部で1時間当たり75mm、多摩部で1時間当たり65mmの降水量対応に向けた整備計画の策定状況については以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までに策定済 <ul style="list-style-type: none"> 塩川流域、神田川流域、石神井川流域 平成29年度策定済 <ul style="list-style-type: none"> 野川流域、谷沢川及び丸子川流域、呑川流域 平成30年度策定済 <ul style="list-style-type: none"> 目黒川流域、新河岸川及び白子川流域 平成30年度末策定 <ul style="list-style-type: none"> 渋谷川及び古川流域 	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-11(178)	土砂災害防止事業及び海岸保全事業等の更なる推進について	<p>建設局は、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の3つの土砂災害防止事業と海岸保全事業を実施している。</p> <p>土砂災害防止事業と海岸保全事業の施設については、整備計画を策定し実施しているが、その進捗状況を監査人が試算したところ、平成27年度末時点で、急傾斜地崩壊対策事業の進捗率は未だ53%であるなど、現状のペースで行くと、流路を除き、計画達成まであと20年から30年はかかることが想定され、また、海岸保全事業に関しては20年超かかると試算された。</p> <p>また、これらのハード対策事業は長期になる可能性が高いため、局は、ソフト対策事業として、土砂災害の危険性が高い区域を公表することとしているが、この公表に必要な基礎調査が現時点で7割程度しか完了しておらず、調査が完了していない地域に対する土砂災害警戒区域の設定及び公表は今後行う予定としている。建設局は、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を平成29年度までに全て実施し、土砂災害警戒区域等への指定を平成31年度までに完了するとの目標を掲げている。</p> <p>しかしながら、土砂等災害は今すぐにも起こりうることから、建設局は、都民の安心・安全性の観点から、ハード対策事業を更に推進するよう技術的な対策を講じるとともに、この対策事業を補完するソフト対策事業を早急に進めたい。</p>	<p>1 土砂災害防止事業について</p> <p>(1) ハード対策については、避難所の有無等の重要度や災害発生の危険度を考慮した評価フローに基づき、箇所毎の緊急性を評価している。今後は、評価結果をもとに計画的にハード対策を実施していく。</p> <p>(2) ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成29年度末に完了した。</p> <p>今後は、調査結果の公表、住民説明会や関係区市町村長への意見聴取を順次実施し、都内全域の区域指定を平成31年度までに完了させていく。</p> <p>2 海岸保全事業について</p> <p>平成29年4月に改訂した伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき、ハード対策を実施していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-12(181)	霊園に関する中長期計画の必要性について	<p>建設局は、動物園及び公園に関する中長期計画を策定しているが、青山霊園、谷中霊園を除き、霊園に関する中長期計画を策定していない。</p> <p>建設局は、中長期の目標(方針・ビジョン)を設定した上で、これに応じて可能な限り具体的な中長期計画を策定し、その達成度合いを定期的に評価し、PDCAサイクルの中で必要な改善策を実施すること、また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民一般に対して、適時に分かりやすく説明することを実施された。</p> <p>その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標(方針・ビジョン)に応じて、定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定された。</p>	<p>区部霊園、郊外霊園とも、中長期計画を定め、評価基準を設定し、PDCAサイクルによる改善を行っていく。</p> <p>柴井霊園については、平成29年度に再生計画を策定し、平成30年度に霊園使用者全員に当該計画のパンフレットを配布し、かつ管理事務所においても周知を行っている。</p> <p>雑司ヶ谷霊園については、平成29年度に関係部署調整を行い、平成30年度は中長期計画策定のための基礎調査を行った。今後、基本計画を公園審議会に付議し、平成33年度に中長期計画を策定する。</p> <p>郊外霊園については、平成30年度、中長期計画を策定した。今後、中長期計画を踏まえ、施設の仕様等を設計段階で決定した上で、公表していく。</p> <p>各霊園とも中長期計画に基づき、達成度合いを定期的に評価・確認して、事業を進めていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-13 (187)	公園に関する 中長期計画の 進捗管理の必 要性について	<p>建設局は、公園に関する中長期計画として、「パークマネジメントマスタープラン」を平成16年度に策定し、指定管理者選定時期に合わせて平成26年度に改定している。</p> <p>当初のプランでは、指標の具体的内容と目標値が定められておらず、PDCAサイクルの定量的評価に基づく施策の見直しは行われていなかったが、改定後のプランでは、プロジェクトごとの指標と達成年度及び目標を定めている。</p> <p>中長期計画の適時適切な評価と施策の見直しを行うために、建設局は、適切なPDCAサイクルによるマネジメントを実施されたい。</p> <p>また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民に対して、適時に分かりやすく説明し、その財源負担についての理解を得ることとされたい。</p>	<p>平成29年度はパークマネジメントマスタープランで定めた目標値を使用し、評価の指標、評価方法を策定した。平成30年度は、その指標、評価方法を用いて公園別に評価を実施している。平成31年度に評価を確定し、その後、管理・運営に生かすとともに、都民にわかりやすい形で公表していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-14 (190)	動物園・水族園の中長期計画の必要性について	<p>都の動物園・水族園の中長期計画として位置付けられている「都立動物園マスタープラン」が示す具体的な方策には、曖昧な目標や費用対効果よりもコスト削減ありきとなっている方策が多く、数値的目標等を設定した具体的な中長期計画であるとは言い難い。</p> <p>建設局の説明によると、予算や年度割を伴う事業計画の策定については調整中であり、現在のところ具体的な内容が文書化された計画はないとのことである。</p> <p>建設局は、都立動物園マスタープランの実現に向けて、将来における具体的な目標ないし中長期計画を可能な限り定量的に策定し公表することとされたい。</p>	<p>都立動物園マスタープランの目指す姿を達成するために、定量的な目標設定が可能な項目を抽出し、平成32年度までの目標を設定した。設定した目標については、建設局のマスタープラン紹介ページに平成30年6月から掲載している。</p> <p>現都立動物園マスタープランは、平成23年度から平成32年度までのおおむね10年間の計画期間であり、次期改訂については、平成31年度から着手する。</p>	改善済
意見	4-1 (194)	建設局における事業別財務情報の開示について	<p>都では、「東京都会計基準」に基づいて、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び正味財産変動計算書（以下「財務諸表」という。）を作成・開示している。</p> <p>また、建設局においても、都の一局としての立場から局単位の財務諸表を作成し開示しているが、局が実施する主要事業、すなわち、道路事業、河川事業、公園事業については、事業別の財務諸表を作成しているにもかかわらず、広く一般に開示していない。</p> <p>建設局は、多額の都税を原資として建設行政を遂行していることから、局単位の決算情報だけでなく、事業別の財務諸表など、より詳細な財務情報を都民に広く開示し、その説明責任を果たされたい。</p>	<p>平成27年度及び28年度決算参考書財務諸表（建設局財務諸表及び事業別財務諸表）を平成29年11月に建設局ホームページに掲載した。この取組を今後も継続して実施していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-1 (197)	建設仮勘定等のチェック体制の強化について	<p>建設仮勘定の一覧を確認したところ、①平成28年3月31日現在、工事完了にもかかわらず、振替漏れとなっている建設仮勘定が3件(帳簿価額1億1百万円)②平成27年度に振替を実施しているものの、本来は、その工事の完了が平成26年度以前であったため、過年度に振り替えるべき建設仮勘定が120件(帳簿価額360億12百万円)③資産性のない費用が計上されている建設仮勘定が53件(帳簿価額1億34百万円)検出された。</p> <p>建設局は、インフラ等の建設を所管するため建設仮勘定の金額が多額になることから、適切な固定資産管理及び会計処理の適正性の観点から、建設仮勘定等の計上及び振替について、適時かつ適切にチェックする体制をこれまで以上に強化されたい。</p> <p>なお、振替漏れとなっている建設仮勘定及び資産性のない費用は、過年度に計上すべき費用が適切に処理されていないため、過年度の期間損益が歪められているとともに、平成27年度の貸借対照表の固定資産が過大に計上されていることから、局は、これらの状況も速やかに是正された。</p>	<p>1 不適正な建設仮勘定の案件について、処理を行った。</p> <p>2 平成28・29年度決算整理時に、振替漏れや費用処理すべき案件の誤計上がないか、局公会計担当、各部公会計担当、事業執行課等の複数部署で相互チェック体制を構築・実施した。この取組を今後も継続して実施していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-2 (200)	建設局と監理団体との事業別連結財務情報の必要性について	<p>建設局が遂行する事業の一部は、都の監理団体である道路整備保全公社、動物園協会及び公園協会が担っている。つまり、都の建設行政は、建設局と3監理団体とが一体となって事業運営する仕組みが構築されている。</p> <p>しかし、現行制度上では建設局の財務諸表では、例えば「指定管理料」が行政コストとして計上されるものの、事業別に区分せず計上されているため、どの事業に対してどの程度の金額がどのような費目から発生したのかなど、その内容が不明である。</p> <p>また、監理団体については、指定管理者として都の資産を直接的に管理運営する場合でも、その財務諸表には、都の固定資産情報が未掲載である。そのため、建設局と監理団体がそれぞれ財務諸表を作成しており、局と監理団体が一体となって実施している事業であっても、どの程度の資産規模をもってどのような事業運営がなされているのかを総合的に把握することができず、したがって、各施設の効率的・効果的な運用管理が行われているかの判断ができない。</p> <p>さらに、人員数に関する情報も財務情報と同様、どの程度の人員規模をもって事業運営がなされているのか把握できない。</p> <p>建設局は、建設行政に関する財源を負担する都民の視点から、局の事業別財務等情報と、3監理団体の事業別財務等情報とを結合(連結)した、いわゆる連結(結合)情報について東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図ったうえで作成及び開示する体制を構築されたい。</p>	<p>平成29年5月に「事業別連結・施設別財務等情報作成検討会」を立ち上げ、建設局・各監理団体の財務情報の整理、課題の整理、検討を行っている。</p> <p>平成29年度末時点では、①財務情報作成に向けた検討方針、②事業別・施設別財務情報作成の手順書、③按分対象勘定科目整理表を作成した。</p> <p>また、総務省から示されている都道府県とその関連団体を連結した連結財務書類の作成に関する統一的な財務書類等の作成基準(以下、「統一的な基準」という。)に基づき、都も監理団体等との連結財務書類を作成することとなった。平成30年12月現在、平成29年度決算における監理団体との相殺取引の把握等を行い、連結財務書類作成のための情報を整理している。</p> <p>今後は、統一的な基準を勘案した事業別財務等情報を取りまとめる際の課題整理も含め、東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図った上で試行を行い、適時適切に作成及び開示をしていく。</p>	改善中